

令和3年3月19日 町民安全課

## 緊急事態宣言解除に伴う町内各施設の再開及び 開館時間短縮の解除について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、町内各施設の休止等の対応を実施しておりましたが、緊急事態宣言の解除を受け、3月22日から町内各施設の再開及び開館時間短縮の解除を行います。詳細は、各施設の所管課等にお問い合わせください。

No.	施設名	再開・開館時間短縮解除日	再開・開館時間短縮解除後の注意事項	所管課等
1	町民センター	3月22日	人数制限あり (各室の利用は定員の50%)	教育総務課
2	町民センター分室	3月22日	人数制限あり (各室の利用は定員の50%)	教育総務課
3	北部文化福祉会館	3月22日	人数制限あり (各室の利用は定員の50%)	教育総務課
4	南部文化福祉会館	3月22日	人数制限あり (各室の利用は定員の50%)	教育総務課
5	シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)	3月22日	人数制限あり ※詳細はシンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館)HPの「施設案内」をご覧ください。	都市計画課
6	さむかわ中央公園駐車場・屋外トイレ	3月22日		都市計画課
7	学校体育施設等(体育館・グラウンド等)	3月22日		教育施設・給食課

※各施設における感染症対策については継続いたします。

問い合わせ先
町民部 町民安全課 課長 高木 暢 ☎0467(74)1111 内線 280